

記者発表

ありだがわ
二級河川 有田川水系河川整備計画の策定について

河川整備に関する計画は、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「河川整備基本方針」と今後概ね20年間における具体的な河川整備の内容を定める「河川整備計画」から構成されています。(河川法第16条、16条の2)

二級河川有田川水系にかかる河川整備基本方針は平成21年3月30日に策定済ですが、このたび河川整備計画を策定しましたので、本日付けで和歌山県報に公告します。



なお、有田川水系河川整備計画の内容につきましては、和歌山県河川課のホームページ（アドレスは下記）で公開するとともに、和歌山県庁（県土整備部河川・下水道局河川課）及び伊都振興局建設部、有田振興局建設部において閲覧できるようにしています。

・和歌山県河川課ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/keikaku/seibikeikaku.htm>

問い合わせ先

県土整備部 河川・下水道局 河川課
岩本、平畑

TEL 073-441-3134

有田川水系河川整備計画の概要

◆河川整備計画の対象期間

概ね 20 年間とする。

◆河川整備計画の整備目標

将来的には、有田川における既往最大の昭和 28 年 7 月洪水と同規模の降雨により発生する洪水に対応するものとするが、相当の長期間が必要となることから、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、昭和 28 年 7 月洪水の次に大きな被害をもたらした昭和 50 年 8 月洪水、昭和 57 年 7 月洪水等と同規模の降雨（2 日間雨量 308mm）により発生する洪水に対して家屋浸水被害を解消させる。

◆計画的に工事を実施する区間及び整備内容

築堤等の堤防整備箇所では、昭和 28 年 7 月洪水に対応した堤防高で整備を行う。
河道掘削は昭和 50 年 8 月洪水、昭和 57 年 7 月洪水規模の断面とするが、将来的には昭和 28 年 7 月洪水対応とする。



○流下能力向上対策

有田川河口から二川ダム地点までの区間のうち流下能力が不足し、背後地が住宅地の区間。

○支川合流点処理対策

内水被害として家屋の床上浸水が発生する西谷川合流点。



◆その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

○支川対策

浸水状況を踏まえ対策工を検討し、必要に応じ河道改修や支川合流点処理対策を実施する。